第1章

アイヌ民族の
歴史・文化等に関する
指導を行うに当たって

イナウ

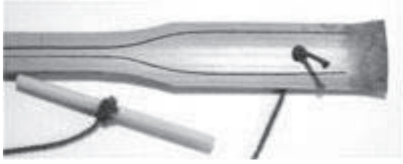

ムックリ

アットゥシ

平成31年（2019年）４月、国会において、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（以下、「アイヌ施策推進法」)」が可決されました。法律として初めてアイヌ民族を「先住民族」として位置付け、アイヌ民族への差別や権利侵害を禁ずる基本理念が盛り込まれました。一方、アイヌ施策推進法には、生活向上施策のほか、土地や資源に関する具体的な権利や民族自決権などは盛り込まれないなど、アイヌ民族にとっては十分といえる法律ではありません。

この章では、アイヌ民族の歴史や文化等ついて正しい認識を深められるよう、「アイヌ民族」、「先住民族」、「アイヌ施策推進法」などについて紹介するとともに、民族教育を行うに当たって知っておくべき事項について示しています。

【写真：サッポロピㇼカコタン HP】

1　札幌市立学校におけるアイヌ民族の歴史･文化等に関する指導について

札 幌 市 の 教 育 が 目 指 す 人 間 像

「自立した札幌人」

未来に向かって創造的に考え、主体的に行動する人
心豊かで自他を尊重し、共に高め合い、支え合う人
ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続ける人

「札幌市教育振興基本計画」では、誰もが、様々な課題を自らの問題と考え、互いの個性や多様性を認め合う寛容さと相互の信頼感のもとで、もてる能力を十分に発揮して積極的に社会参加し、生きる喜びと幸せを感じてほしいという願いが示されている。

札幌市学校教育の重点～教科等の枠組を越えた教育～

本市では、この「札幌市教育振興基本計画」を踏まえ学校教育において特に重点化し具体化するための指針として、「札幌市学校教育の重点」を策定している。その中の「教科等の枠組を越えた教育」として「人間尊重の教育」「国際理解教育」などを示している。

※なお、ここでいう「人間尊重」とは、アイヌ民族を含む多様な背景をもつ「すべての国民がかけがえのない人間として尊重される」ことであり、生命の尊重、人格の尊重、基本的人権、人間愛などの根底を貫く国境や文化なども越えた普遍的なものである。この理念を実現するためにも、少数者の立場が埋没しないよう、常に意識することが求められる。

(1)　「人間尊重の教育」（人権教育）の観点から

アイヌ民族の歴史・文化等に関する指導を行うに当たっては、アイヌ民族が和人から差別されてきた歴史を踏まえ、「一人一人が自他の生命を尊び、互いにかけがえのない人間としての尊厳や個性、多様性を認め合い、あらゆる偏見や差別をなくし、支え励まし合う温かい人間関係の中で、心豊かにたくましく生きようとする態度を育む人間尊重の教育を推進する。」という、人間尊重の教育の視点が土台となる。

特に民族教育の推進に当たっては、日本社会を構成するアイヌ民族や和人の歴史や文化などについて教育活動全体を通してなお一層の理解を図ることにより、相互が等しく尊重される存在であることを児童生徒が理解し、アイヌ民族の児童生徒に対する新たな偏見、差別やいじめ等が起きないよう配慮し、教職員自身もそうしたことを絶対に認めない姿勢を示す必要がある。

(2)　「国際理解教育」の観点から

国際理解教育の視点からも、我が国の伝統と文化を大切にし、世界の人々の多様な生活や文化を理解し尊重する態度を養うとともに、世界の平和に貢献し、国際社会で信頼と尊敬を得るにふさわしい資質を育成することが大切である。

国際理解教育を通して、アイヌ民族や和人をはじめとする様々な民族の生活や文化等の多様性を認め合う子どもの育成を目指している。

2 アイヌ民族の歴史・文化等に関する指導を行う上での基礎知識

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の制定

(1) アイヌ民族・和人という言葉

アイヌ民族

アイヌ民族は、和人（アイヌ民族との関係において、当時日本人とされていた人を指す歴史的用語として用いる。）とは異なる独自の言語や文化をもつ先住民族である。

「アイヌ」という言葉は、アイヌ語で「人間」を意味する。さらに、妻の側からみた夫、子どもの側からみた親（父親）、女性の側からみた男性、男性の敬称としても使う。したがって「アイヌ」という言葉は、差別や蔑視の気持ちを含んだ悪意のある言葉ではない。ところが、明治時代以降、《ヤウンモシㇼ※》（北海道）に本州以南から多くの和人が移住する中で、アイヌ民族を蔑視する風潮が生まれた。　※第１章ｐ6参照

「アイヌ」から「ウタリ」

このため、アイヌ民族の組織である北海道アイヌ協会は、昭和 36 年（1961年）に名称を北海道ウタリ協会と「アイヌ」から「ウタリ」に変更した。また、北海道庁など行政機関でも、アイヌ民族を表すのに「アイヌ」という言葉を使わずに、「ウタリ」という言葉を用いるようになった。「ウタリ」という言葉は、本来は身内、親戚などを指すアイヌ語であり、さらに仲間、同胞という意味合いも含まれる。

北海道アイヌ協会

しかし、現在ではアイヌ民族は、再び「アイヌ」という誇りのある言葉を使うようになってきた（北海道ウタリ協会も平成 21 年（2009 年）に、再び北海道アイヌ協会という名称に変更）。行政や報道では「アイヌの人々」と表現されることもあるが、一個の民族集団であることを明確にするためにも「アイヌ民族」と表現することが望ましい。

和人

和人とは、本州以南から《ヤウンモシㇼ》（北海道）に入植、移住した人々のことで、アイヌ語で「隣人」を意味する「シサㇺ」と呼んだ。

先住民族とは

(2) 先住民族

【先住民族とは】

一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティをもつ民族として居住し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族。

アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会「報告書」より

「先住民族」は、indigenous peoples という英語を訳したもので、直訳すると「(ある土地に) もともと暮らしていた人々の集団」という意味になる。

近代国家

近代国家は、合意によって成立し、合意に基づいて運営されるが、先住民族については、土地の併合、国民への統合について合意があったとみなすことは困難である。こうして、先住民族を抱える諸国では、合意なく土地を併合し、合意なく国民に統合し、固有の文化に深刻な打撃与え、政治的・経済的・社会的に不利な立場に追いこんできたことが不正であった、と理解されるようになってきた。

先住民族の権利に関する国際連合宣言

1970 年代以降、世界各国の先住民族がグローバルに連携して、各国内における政治的・経済的・社会的地位の向上や「先住民族の本来の権利」の保障を求めるようになり、1980 年代から国連でも、各国の政府代表と先住民族の代表が一堂に会して議論されるようになった。平成 19 年 (2007 年) 9 月の国連総会において、20 年以上にわたる議論の成果として、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、日本政府も賛成した。平成 20 年 (2008 年) 6 月には、日本の国会でも、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院の満場一致で可決され、日本政府も、アイヌ民族が先住民族であると認め、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 (以下、「有識者懇談会」という。)」を設置した。有識者懇談会は、平成 21 年 (2009 年) 7 月に「報告書」を提出している。

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

以上のとおり、「先住民族」は、1970 年以降、国際的に普及するようになった新しい用語であり、その政治的意味を理解する必要がある。有識者懇談会の「報告書」では、「一地域に、歴史的に国家の統治が及ぶ前から、国家を構成する多数民族と異なる文化とアイデンティティをもつ民族として居住し、その後、その意に関わらずこの多数民族の支配を受けながらも、なお独自の文化とアイデンティティを喪失することなく同地域に居住している民族」と説明されている。まず、先住民族は、「ある土地が近代国家の領土とされるよりも〈先〉にその土地に〈住〉んでいた〈民族〉」であり、「近代国家をつくった諸民族とは文化やアイデンティティが異なる民族」である。そして、「合意を求められることも、合意をすることもなく、住んでいた土地を近代国家の領土とされ、国民に統合された結果、国民における少数民族となり、政治的・経済的・社会的に不利な立場に追いこまれてしまった民族」であり、「現在もなお独自の文化やアイデンティティを大切にしている民族」である。

「報告書」は、「国の政策として近代化を進めた結果、アイヌ民族の文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌ文化の復興に配慮すべき強い責任がある」と指摘し、「ここでいう文化とは、言語、宗教、音楽、舞踊、工芸等に加えて、土地利用の形態などを含む民族固有の生活様式の総体という意味で捉えるべきである」としている。また、新たなアイヌ施策を円滑に推進していくためには、国民の正しい理解が不可欠であるとし、民族共生象徴空間の設立を提言した。

民族共生象徴空間の設立を提言

民族共生象徴空間と国立アイヌ民族博物館の設置

この「報告書」の提言を具体化するため、平成 21 年（2009 年）12 月に、内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議（以下、「推進会議」という。）」が設置され、平成 26 年（2014 年）６月に、民族共生象徴空間と国立アイヌ民族博物館の設置が閣議決定された。その後、推進会議では、アイヌ政策の根拠となる新しい法律について検討され、平成 31 年（2019 年）４月、国会において、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が可決された（同年５月から施行）。

(3)　アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の内容

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

政府は、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（以下、「アイヌ施策推進法」という。）案を平成 31 年（2019 年）２月 15 日に閣議決定し、第 198 回国会に提出した（閣法第 24 号）。同法は４月 11 日に衆議院を 19 日に参議院を通過、４月 26 日に法律第 16 号として公布され、５月 24 日に施行された。なお、アイヌ施策推進法の施行に伴って、1997 年に制定されたアイヌ文化振興法は廃止された。

アイヌ施策推進法は、アイヌ民族が我が国の先住民族であるとの認識を初めて示した法律として注目されるが、先住民族やアイヌ民族であることに法的効果を結び付けておらず、それもあって民族の定義も「先住民族の権利」の保障もなされていない。しかし、アイヌ文化振興法は、政令で定める都道府県（北海道のみ）が基本方針に即してアイヌ施策に関する基本方針を定めることとしていたが、アイヌ施策推進法では、全ての都道府県がアイヌ施策を推進するための方針を定めるよう努めるものとしていることに大きな違いがある。

共生する社会の実現に資する

アイヌ施策推進法は８章 45 条及び附則９条からなり、その立法目的は、アイヌ民族が先住民族であるとの認識に基づき、「アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する」こととされる。（第１条）

全国的視点に立った施策の推進

この目的を達成するため、アイヌ文化の振興等及び知識の普及啓発だけでなく、文化振興等に資する「環境の整備」に関する施策を、全国的視点に立って推進することとされている（第２条・第３条３項）ことがアイヌ施策推進法の要旨の一つである。さらに、アイヌであることを理由とする差別を禁止する（第４条）とともに国民の理解を深めるための教育活動・広報活動等を国及び地方公共団体の責任で行うこと（第５条）並びに国民の努力義務（第６条）が規定されている。

総合的施策としてのアイヌ施策

そして、アイヌ施策を総合的・効果的に推進するための基本方針を閣議で決定し（第７条）、従来の文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含めた総合的施策としてアイヌ施策を推進する。施策の実

施は市町村が単独又は共同して担い、施策の推進に必要な事業計画を含むアイヌ施策推進地域計画を策定し、基本方針との適合性等について内閣総理大臣の認定を受けなければならない（第 10 条）。地域計画を策定するに当たっては、事業を実施する者の意見を聴くことが義務付けられている（同条３項）ほか、事業の経費に充てるために交付金が創設される（第 15 条）。また、伝統的儀式や生活様式などアイヌ文化を守るため、法律上の特例措置を設けることとしており、国有林における伝統的儀式に用いるための林産物の採取（第 16 条）、河川での伝統的漁法による鮭の採捕（第 17 条）、地域団体商標の商標登録等（第 18 条）、事業経費に充てるための地方債の起債（第 19 条）について、地域計画に記載されている場合には特別の配慮がなされる。

さらに、アイヌ文化の振興及び民族共生象徴空間の運営を担う法人を国が指定することとしている（第 20〜31 条）ほか、アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣官房長官を本部長、国土交通大臣文部科学大臣などの関係閣僚で構成するアイヌ施策推進本部を内閣に置くことが定められた（第 32 条〜40 条）。

附則９条

最後に、政府は、施行後５年を経過した時点で、法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずるものとされている（附則９条）。

アイヌ民族の歴史

〜「アイヌ民族に関する指導資料」「アイヌ民族：歴史と現在」（公益財団法人アイヌ民族文化財団）、「アイヌ文化・ガイド教本」（公益社団法人北海道観光振興機構）などによる〜

(1)「北海道」の呼び名

ヤウンモシㇼ
※ヤウン…陸（の）
モシㇼ…静かな大地、国、国土、島

アイヌモシㇼ
アイヌ民族は自分たちが暮らしていた北海道をアイヌモシㇼと呼んでいた。

「北海道」という名称は、明治２年（1869 年）に決定した。アイヌ語では《ヤウンモシㇼ》や《アイヌモシㇼ》と呼び、和人からは「蝦夷地（えぞち）」と呼ばれ、単に「蝦夷」とも言われた。

王政復古の大号令によって成立した明治政府は、明治２年（1869 年）７月に開拓使を設けると、翌月、史料で言われるところの「蝦夷地」を「北海道」と命名した。「北海道」の命名には、開拓使の判官を務めた松浦武四郎の意見が大きく影響していると言われている。

用語解説【蝦夷】

この言葉の由来は中国にある。中国の歴代王朝の一つである魏の国の歴史書に「東夷伝（当時の日本を指す）」があり、「夷」は、中国にとって東方に住まう異文化の人々への蔑称であった。中国は、四方の異文化をもつ人々に対して、「東夷（とうい）、南蛮（なんばん）、西戎（せいじゅう）、

北狄（ほくてき）」と呼んでいた。このような思想を中華思想あるいは華夷思想という。日本列島は 7,000 ㎞と、やや斜め東西に長い国の中で、中央政府に服従しない人々を地理的に一致させ、当時の都を中心として、それ以東に古くから居る住民に対し、「夷（えびす、えみし）」「東夷（あずまえびす）」とし、以西の人々に「戎（えびす）」「西戎（にしえびす）」の文字を採用し、あてがった。

今日でも以東では、恵比寿や恵比須を、以西では、戎（えびす、えべす）の文字を使っている。ちなみに「蛮」「狄」も（えみし）と訓読するが、都の南や北は日本海や太平洋で人々が居住していないことから、この文字は使用されなかった。

松浦武四郎

用語解説【松浦武四郎】

江戸時代末期に蝦夷地を度々訪れ、アイヌ民族の《コタン》（集落）をめぐり、そこで教わったアイヌ語の地名を詳細に記録した武四郎は、『天塩日誌』に「天塩川流域のアイヌの古老から、《カイ》という言葉は「この地で生まれたもの」という意味があると聞いた」と記している。武四郎は、1868（明治元）年７月 17 日に明治政府に提出した意見書において、「先づ全地命名の仮案として、蝦夷は元来地名にあらざることを述べて、日高見・北加伊（カイ）・海北・海島・東北・千島の六道を撰出」した（北海道編『新撰北海道史第３巻通説２）。

王政復古とは、天皇が土地と人々を統治していた奈良時代の律令国家を復活させるという意味であるが、その当時、天皇の統治範囲は五畿七道、すなわち御所周辺の畿内が摂津・河内・和泉・大和・山城の五つに、それ以外の地方が東山道・北陸道・山陽道・山陰道と、東海道・西海道・南海道の７道に区分されていた。

(2)多民族国家日本の成立

アイヌ民族の風習の禁止と日本語の習得の推奨

明治政府が武四郎の奏上した六つの候補から「北加伊道」を選んで「北海道」と命名したことには、蝦夷地を正式に日本国の領土にしたと宣言する意味があった。また、明治政府は、明治４年（1871 年）に「府藩県一般戸籍ノ法」を布告し、アイヌ民族も「臣民一般（華族・士族・卒・祠官・僧侶・平民）」の平民として戸籍に編製することにした。これにより、アイヌ民族は日本国民に統合されたことになる。これ以降、明治政府は、アイヌ民族の風習を天皇の臣民にふさわしくない「陋習（ろうしゅう）」とし、そのいくつかを禁止するとともに、日本語の習得を推奨した。

開拓使

北海道地券発行条例

開拓使は、明治５年（1872 年）に地所規則・北海道土地売貸規則を布告した。同規則は、《ヤウンモシㇼ》（北海道）の土地に区画を設けて売り払い、購入した個人にその土地の所有権を認める代わりに、地租を納めさせるというものであった。地租改正が行われたのは明治６年であるが、同規則では、徴税まで 10 年から 20 年の猶予が設けられ、土地の払下価格もかなり安く設定されたため、本州から移住する和人が増えた。地所規則７条には、「従来、アイヌ民族が狩猟、漁撈、伐木等に利用してきた土地にも区画を設け、各区画の所有権者に地券を発行する」と定められた。明治 10 年（1877 年）12 月には北海道地券発行条例を布告し、アイヌ民族が居住している土地を国有地とした。開拓使は明治 15 年（1882 年）に廃止され、明治 19 年（1886 年）に内務省北海道庁が設置されるが、その北海道庁が刊行した『北海道旧土人保護沿革史』には、「アイヌ民族が居住している土地を国有地とすることによって、和人がその土地の所有権を取得できないようにした」と記されているが、地所規則・北海道土地売貸規則に基づいて、《サモㇿモシㇼ》（本州）から移住してきた和人が所有権を設定した。

地所規則・北海道土地売貸規則

イウォㇿ（生活圏）の共有という土地所有観

アイヌ民族は、伝統的な生業である狩猟・漁撈・採集・伐木のための自然空間を《イウォㇿ》とよび、その《イウォㇿ》（生活圏）は《コタン》（集落）に暮らす全員のものであると考えていた。しかし、開拓使は、《イウォㇿ》（生活圏）の共有という土地所有観を理解することなく、土地の個人所有制度をアイヌ民族に押しつけた結果、《ヤウンモシㇼ》（北海道）に移住してきた和人が《イウォㇿ》（生活圏）の区画に所有権を設定することとなった。

北海道土地払下規則

北海道国有未開地処分法

同規則では、将来の値上がりを期待して土地の払下を受けた者も少なくなく、開墾があまり進展しなかった。また、払下面積も 10 万坪が上限とされていたため、明治政府は、より大規模な開拓を試みる資本家を誘致しようと、明治 19 年（1886 年）に北海道土地払下規則を、明治 30 年（1897 年）に北海道国有未開地処分法を制定し、和人への土地の払下をさらに進めた。こうして、《ヤウンモシㇼ》（北海道）に移住してきた和人が土地の所有権を確立してゆくにつれて、アイヌ民族は、《ヤウンモシㇼ》（北海道）が日本国の領土とされる以前から暮らし続けてきた土地、生活の基盤である大切な土地を追われることになった。

北海道旧土人保護法の制定

その結果として、アイヌ民族が貧窮に苦しまなければならなくなったことは、1890（明治 23）年の帝国議会開設後、第５回帝国議会に「北海道土人保護法案」を提出した加藤政之助衆議院議員の演説から明らかである。加藤議員の提出した法案は廃案になったが、明治 32 年（1899 年)、第 13 回帝国議会にほぼ同じ内容の法案が政府から提出されると、「北海道旧土人保護法」として成立した。同法は、１万５千坪を上限とする土地、農具、種子、苗等をアイヌ民族に無償で下付し、農業に従事させることで経済的自立を促そうとしたものだが、良好な土地のほとんどが和人の所有地となっており、下付されたのは農業に向かない土地のみで、農業指導も行われなかったため、アイヌ民族の貧窮は改善されなかった。

アイヌ文化振興法の制定と北海道旧土人保護法の廃止

平成６年（1994 年）にアイヌ民族初の国会議員となった萱野茂参議院議員の尽力により、平成９年（1997 年）に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（いわゆる「アイヌ文化振興法」）

が制定されたが、同法の附則によって、北海道旧土人保護法は廃止された。

平成30年（2018年）８月５日に北海道150年記念式典が開催されたが、アイヌ民族にとっては、和人が圧倒的多数を占める日本国民に統合されて以降、明治政府の政策によって土地を失い、同化を迫られ続けた苦難の150年であった。

アイヌ民族の文化の歴史

①　約１万２千年前〜約２千年前（縄文文化の時代）

縄文文化の時代

縄文文化の独自性

地球全体で氷河期が終わる頃、日本列島では縄文文化がはじまる。縄文（縄を転がした模様）のある土器は《ヤウンモシㇼ》（北海道）から沖縄まで広がっていたが、土器や文化の地域差も大きく、《ヤウンモシㇼ》（北海道）の縄文文化には独自性があった。こうした文化を担った人々が、アイヌ民族の先祖であると考えられる。この時代、人々は竪穴住居に暮らし、狩りや漁をしたり、貝や木の実などを集めたりして生活していた。食べ終わった貝殻や骨、壊れた道具などを集めた貝塚もつくられた。貝塚は、食べ物や道具に感謝する場所でもあり、アイヌ民族の「送り」の精神につながるという意見もある。死者を丁重に埋葬する習慣や土偶などから、心を大切にする文化がこの頃からあったと考えられる。

②　2100年前頃〜７世紀頃（続縄文文化の時代）

続縄文文化の時代

《サモㇿモシㇼ》（本州）に大陸から米作りが伝わり、弥生文化が始まった頃、寒冷な《ヤウンモシㇼ》（北海道）では米作りを受け入れず、その後も狩猟や採集が重要な位置を占めていた。この時期の文化を「続縄文文化」と呼ぶ。（なお、現在の《ヤウンモシㇼ》（北海道）では品種改良や気温の上昇もあり、米の生産量や品質は大きく向上している）。この時代には、縄文時代の暮らしを受け継ぎつつも、鉄の利用が始まっており、狩りや漁業がさらに高度に発達した。奄美地方など南の海でとれる貝の製品が発見されており、交易の道が遠くまで延びていたことが分かる。また、この時代の土器の模様がアイヌ文様と似ており、その起源ではないかという意見もある。

③　７世紀後半〜13世紀頃（擦文文化の時代）

擦文文化の時代

《サモㇿモシㇼ》（本州）が奈良・平安時代だった頃、《サモㇿモシㇼ》（本州）の政権の支配を受けなかった《ヤウンモシㇼ》（北海道）では、続縄文文化が変化して生まれた「擦文文化」が広がっていた。アイヌ民族の古代の文化であると考えられる。狩りや漁業に加え、アワやヒエなどの栽培も盛んに行われていた。また、クマやテン、アザラシの毛皮、ワシの羽など様々な特産品を《サモㇿモシㇼ》（本州）や大陸と交易した。《サモㇿモシㇼ》（本州）の影響で竪穴住居に竈（かまど）が作られるなど、文化の交流も盛んであった。外界との活発な交流を通して、独自の豊かな文化が発展した。この時代の文化には、現在よく知られるアイヌ文化につながるものが多く見られる。

オホーツク文化の展開

④　６世紀～11 世紀頃（オホーツク文化の展開）

この頃《ヤウンモシㇼ》（北海道）のオホーツク海側には、《ヤンケモシリ》（樺太）方面から南下した「オホーツク文化」が広がる。オホーツク文化の人々は《ルトㇺ》（千島列島）方面にも広がり、クジラやオットセイなどを狩っていた海に生きていた。またクマを大切にする文化をもち、アイヌ文化の「クマ送り」の儀式などに影響を与えたのではないかと言われている。やがてオホーツク文化の人々の一部は、擦文文化の人々と融合していった。

オホーツク土器
（モヨロ貝塚、道立北方民族博物館）

⑤　13 世紀～（土器文化の終わり）

擦文文化の時代には、交易によって富や貴重品を手に入れ、地位を高めた有力者が出現するようになった。また、大きな川の岸辺や河口近くに《コタン》（集落）をつくって暮らす生活の原型も、この時代に生まれたと考えられる。やがて 13 世紀頃、《サモㇿモシㇼ》（本州）や大陸との経済交流がさらに活発になると、擦文文化の時代は終わり、生活の姿は、現在に知られるアイヌ文化のかたちに一層近付いた。土器に代わって内耳鉄鍋（内側に取っ手の付いた鉄鍋）や漆器などが普及し、家も竪穴住居から地面の上に建てた住居になり、竈がなくなり炉になった。

政治・社会の歴史

７～13 世紀

東北地方北部と古代国家

①　７～13 世紀の政治・社会

ア）東北地方北部と古代国家

７世紀中頃の朝廷の勢力範囲の北限は、今の宮城県南端から新潟県中部までだった。８世紀になると、朝廷の勢力が今の秋田県から宮城県にまで広がった。８世紀の末には、蝦夷の中から任命された役人である伊治呰麻呂（これはるのあざまろ）が朝廷に戦いを起こすなど、「三十八年戦争」といわれる大規模な戦乱の時代となった。国家側の派遣した大軍を、アテルイらを指導者とする蝦夷の軍は何度も撃退した。しかしその後、アテルイは、朝廷から征夷大将軍に任命された坂上田村麻呂に敗れた。

「三十八年戦争」は９世紀初頭に終結するが、９世紀中頃の東北地方では、災害や飢饉が相次ぎ、また国司らの横暴などもあって、蝦夷たちによる戦いが再び頻発した。

11 世紀前半には、今の岩手県の一部を地元の豪族の安倍氏が支配するようになった。11 世紀後半には清原氏が勢いをもった。さらにその後、岩手県中部の平泉を本拠とする奥州藤原氏が栄えた。安倍氏、清原氏、奥州藤原氏の出自には様々な説があるが、自分たちを蝦夷に連なる勢力として認識していた点が重要である。また、この頃になると、「エミシ」にかわって「エゾ」という呼称が登場するようになり、主に北海道の住民を指すようになった。

蝦夷の社会

イ）蝦夷の社会

７～10 世紀頃の東北地方には、各地に蝦夷の村が存在した。蝦夷社会の内部にも競争や対立があり、蝦夷の指導者たちは朝廷から位を得るなどして現地での力を強めようとした。また、国家に対する不満が高まって戦いとなることもあった。アテルイの時期には、国家に対抗する蝦夷の指導者たちの連合がみられた。

生活の手段は農耕、狩猟・漁労・採集、牧畜など様々であった。８世紀頃には東北北部にも農耕を行う村が広がり、アワやヒエなどだけではなく稲作も行われ、鉄製農具も広く用いられるようになった。また、毛皮や昆布、馬などの交易も行われた。北海道の擦文文化の人々も蝦夷の一部とみなされ、国家側と交易していた。

②　14 世紀～16 世紀　中世のヤウンモシㇼ

14 世紀～16 世紀 中世のヤウンモシㇼ

元・明とサハリン（樺太）のアイヌ民族

ア）元・明とサハリン（樺太）のアイヌ民族

13 世紀に中国を征服したモンゴル帝国（元）は、九州に兵を送った（元寇）のと同じ頃、サハリン（樺太）でもアイヌ民族と 44 年間（1264 年～1308 年）の間、繰り返し戦った。その頃、日本海沿岸での人や物資の交流が盛んになる中で、アイヌ民族が交易などを目的に北海道からサハリン（樺太）へ渡っていったと考えられている。

元が滅び明が興る頃までに、アイヌ民族は《ヤンケモシリ》（樺太）の南部に定住していた。そして《ヤンケモシリ》（樺太）のアイヌ民族は明の国と交易をするようになった。

イ）安藤氏の内乱と鎌倉幕府の滅亡

同じ頃、東北地方でアイヌ民族が戦いを起こした。この戦いは、鎌倉幕府から東北地方の代官に任命されていた安藤氏の一族同士の戦いを引き起こし、鎌倉幕府が滅びる原因の一つとなった。

ウ）コシャマインの戦い

1456 年、渡島半島でアイヌ民族の指導者コシャマインが和人と戦った。この戦いの発端は、函館東部の志濃里館（しのりたて）付近の和人の鍛冶がアイヌの男性を殺害したことと言われている。戦いの背景には、もとから《ヤウンモシㇼ》（北海道）にいたアイヌ民族と《サモㇿモシㇼ》（本州）から渡ってきた和人との間の対立があったと思われる。

コシャマイン親子は道南に点在していた館を次々と陥落させたが、最終的に和人側が勝利した。この勝利の中心にいた、上之国花沢館の館主・蠣崎季繁（かきざきすえしげ）の客将であった武田信広は、蠣崎氏の婿となり、後の松前藩の祖となる。

13 世紀から 15 世紀の間、東北地方から《ヤウンモシㇼ》（北海道）、《ヤンケモシリ》（樺太）にかけては活発な交易が展開し、時にはその利害をめ

ぐってアイヌ民族と和人との戦いになることもあった。これに和人の館主相互の勢力争いも加わり、その後 100 年間ほどの間、道南の戦国時代が本格的に展開する。

松前藩の成立

エ）松前藩の成立

長い間繰り返し起こっていた戦いを、16 世紀の中ごろに蠣崎（かきざき）氏が終わらせた。そして、「夷狄（いてき）の商船往還の法度」（1550 年、1551 年の説もある）により、交易による利益から取った税をアイヌの指導者に配分し、アイヌ民族と和人との交易を自分の城のある松前だけでさせるよう定めた（城下交易体制の仕組みの成立）。

1593 年、蠣崎慶広（かきざきよしひろ）は豊臣秀吉から「朱印状」を与えられる。そこには、アイヌ民族に対する和人の不法行為を禁止するとともに、交易にやってきた船から蠣崎氏が税を取り立てる権利を認めることが記されている。

蠣崎氏は 16 世紀末に名字を松前氏と改め、17 世紀の初めに江戸幕府ができたとき、アイヌ民族との交易を独占する権利を認める「黒印状」と呼ばれる文書を徳川家康から与えられ、松前藩を興した。松前藩は、《ヤウンモシㇼ》（北海道）を和人の居住域である和人地とアイヌ民族の居住地である蝦夷地とに分け、その間の往来を厳しく取り締まった。

このころのアイヌ民族は、クマの毛皮、千島列島のラッコの毛皮や中国の織物などを松前に運ぶなど、広い範囲で交易をしていた。

17 世紀～18 世紀
松前藩

③　17 世紀～18 世紀　～松前藩

ア）シャクシャインの戦い

家康の黒印状には、本来、アイヌの行動の自由が保証されていた。しかし、やがて松前藩は家臣たちに、領地や米の代わりに、蝦夷地の一定の地域でアイヌ民族と交易をする権利を与えるようになった（商場知行制）。すると、松前藩やその家臣たちは、交易の利益を増やすため、アイヌ民族の行動の自由を制限し、自分たちに有利な条件での交易を押し付けるようになった。

こうした中で、1669 年、シャクシャインに率いられたアイヌ民族による松前藩に対する戦いが起きた。江戸幕府は東北地方の各藩に蝦夷地への出兵を命じ、ついにシャクシャインがだまし討ちにあって戦いが終わった。

この戦いのあと、松前藩はアイヌ民族に対する支配を強めていった。

17～19 世紀
クナシリ・メナシの戦いとその後

④　17～19 世紀　クナシリ・メナシの戦いとその後

シャクシャインの戦いのあと、和人に都合のいいように交易が進められるようになり、交易の品物の値段も無理やり下げられた。

18 世紀には、和人の商人がアイヌ民族との交易を引き受け、儲けたお金の一部を松前藩やその家臣に納めるようになった（場所請負制）。その後、徐々

に商人たちはアイヌ民族を働かせて漁業をし、儲けを大きくしようとするようになった。

それでも 18 世紀の前半までは、オホーツク海沿岸やサハリン（樺太）、国後など、松前藩や商人があまり活動していない地域があった。そうした地域のアイヌ民族は、自ら他の地域へ出かけていって交易を行っていた。

18 世紀の中頃には、和人の活動がサハリン（樺太）や千島にも及んだ。しかし、アイヌの指導者たちは強い力をまだもっており、特に「蝦夷地」の東端には、松前藩やロシアの勢力の及ばない地域が存在していた。松前藩には、「蝦夷地」での争いごとの解決はアイヌの人たちに任せるという決まりがあったが、やがて松前藩や家臣たちは商人にたくさんのお金を要求するようになり、商人たちは、アイヌ民族を無理に働かせて儲けようとした。中には、アイヌ民族を脅したり殴りつけたり、妻を奪ったりする和人もいた。

クナシリ・メナシの戦い

1789 年に、国後島とその対岸でアイヌ民族が立ち上がり、ひどい振る舞いをしていた和人たちを殺害した。これが「クナシリ・メナシの戦い」である。国後島の指導者ツキノエたちは、立ち上がったアイヌの民族を説得して、松前藩と話合いをしようとしたが、松前藩はすぐに戦いの指導者たちの首を切って殺してしまった。

戦いの後、「蝦夷地」の太平洋側は幕府の直轄地にされた。幕府はアイヌ民族と直接交易をしようとしたり、和人風の暮らしぶりを押しつけようとしたりしたがうまくいかず、結局それまでと同じように、商人に頼ることになった。

その後、一旦「蝦夷地」の太平洋側は松前藩に返されたが、幕末に外国からの圧力が高まる中で、幕府は「蝦夷地」全体を直轄とした。しかし、政治の実態は変わらず、厳しい労働や病気などで、アイヌ民族の人口は激減した。

明治・大正から戦前

⑤　明治・大正から戦前

明治維新の社会改革に伴う、以下に述べる開拓使等の諸政策により、アイヌ民族は文化のみならず、生存権をも奪われていくことになる。

明治政府による植民地政策～侵略と同化～

ア）アイヌ民族の日本への統合と開拓

明治２年（1969 年)、政府は「蝦夷地」を北海道と改め、一方的に日本の一部として本格的な統治と開拓に乗り出した。同じ年、北海道の開拓を進めるための開拓使を設置し、アイヌ民族の戸籍作成を行って、正式に日本の国民に組み込んだ。しかし、アイヌ民族を「旧土人」と呼び、和人とは差別し続けた。成人の印とされた女性の入れ墨や男性の耳飾りなどの伝統的な風習を非文明的と見て、アイヌ民族の言語や生活習慣を事実上禁じた。さらに、日本人風の名前を名乗らせ、日本語の使用を強制するなどの同化政策を行い、和風化を強制した。

開拓使は、明治５年（1872 年）の開拓使布達「地所規則」「北海道土地売貸規則」で、永住人（和人を想定）に従来からの使用地の私有権を認め、全ての土地を売り下げて私有地とすることを定めた。また、アイヌ民族が

漁労や伐木等に利用してきた山林や川・沢であっても土地の所有区分を明らかにすることとした。この規定は、アイヌ民族の利用地を国家が取り上げ、民間に払い下げることを意味した。明治 10 年（1877 年）の「北海道地券発行条例」を布告し、アイヌ民族が居住している土地を国有地とした。政府・道庁は、自分たちの作った制度をアイヌ民族に強要し、それがアイヌ民族にとって受け入れ難いという事態をアイヌ民族の「能力の欠如」と表現した。

さらに、サケ漁やシカ猟を北海道の産業にするために、アイヌ民族が行ってきた川での漁を禁止し、シカ猟も禁止した。

こうした「開拓」優先の政策（和人の入植と和人主体の社会の建設）の結果、アイヌ民族は食べるものに困るなど生活が不安定になり、1880 年代には餓死者が発生するに至った。

樺太・千島交換条約

日本政府は、明治８年（1875 年）にロシアとの間でサハリン（樺太）や千島列島の国境についての条約（樺太・千島交換条約）を結ぶと、サハリン（樺太）や千島に住んでいたアイヌ民族を強制的に江別市対雁や色丹島に移住させた。そして、移り住んだ人たちは、急な生活の変化や病気の流行などに苦しみ、多くの人が亡くなった。

イ）「開拓」の本格化と「北海道旧土人保護法」

明治 19 年（1886 年）には北海道庁が置かれた。道庁は土地の民間への引き渡しなど、和人社会の建設をさらに進め、アイヌ民族の住む場所を狭めていった。

北海道旧土人保護法の制定

こうした政策の中で、アイヌ民族が暮らしに困るようになると、明治 32 年（1899 年）に「北海道旧土人保護法」を制定した。この法律は主に、アイヌ民族の農耕民化と、日本語や和人風の習慣による教育を行うことで、アイヌ民族を和人に同化するためのものであった。

この法律によって農業に従事しているか、従事しようとするアイヌ民族に土地が与えられた。農業に成功した人もいたが、和人に与えられた肥沃で広大な土地に比べると、アイヌ民族に与えられた土地ははるかに狭く荒れたものであった。湿地や傾斜地などはじめから農地に向かない土地を与えられた結果、農業に失敗して土地を取り上げられたアイヌ民族が多くいた。

教育の特徴としては、和人児童とは別に、「土人学校」と呼ばれた特設アイヌ学校が設置された。学校では、アイヌ語やアイヌ風の生活習慣が禁止され、日本語や和人風の生活習慣を身に付けることが強いられた。また、和人の義務教育は６年間に延長されたが、アイヌ児童は４年間とされ、就学年齢も１年遅れであった。修身と国語が重視されたため、地理・歴史・理科の教科がないなど教育内容にも和人児童との間に格差があり、アイヌ民族の不満は大きなものであった。

大正デモクラシーと民族運動

ウ）大正時代から戦争中の時代

1910 年代から 1930 年代にかけては、大正デモクラシーの流れの中で、アイヌ民族の活動も活発になった。差別に対する批判、アイヌ民族が「昔ながらの」暮らしをしているという偏見への批判、自立して生きていく道を探ることへの呼び掛けなどがアイヌ民族自身によって行われ、民族的な組織を作る動きもあった。町や村の議員に当選する人もいた。

昭和の初めには、今の旭川市内でアイヌ民族が住んでいた土地が取り上げられそうになった。アイヌ民族は、代表が東京で反対運動をするなどして、土地が取り上げられるのを防いだ。

昭和になって「北海道旧土人保護法」による事業はだんだん行われなくなった。それでも、アイヌ民族は社会の中で不利な立場に置かれ、差別されていたが、戦争の際には、アイヌ民族も和人と区別なく兵隊に招集され、戦場に行った。

現代

⑥　現代の政治・社会

第二次世界大戦の敗戦を経て日本が植民地を失うと、樺太と千島列島のアイヌ民族の多くが、北海道に移住した。

北海道アイヌ協会の設立

アイヌ民族への差別をなくし、和人との格差を解消しようとする活動は戦後も続いた。北海道アイヌ協会※の設立もそうした動きの一つである。また、仕事や結婚などで本州へ移住する人も増え、本州でも関東ウタリ会などのアイヌ民族による団体がつくられた。北海道アイヌ協会は、昭和 36 年（1961 年）に北海道ウタリ協会に改称し、平成 21 年（2009 年）に再び北海道アイヌ協会に改称した。

政治の動きとならんで、アイヌ民族自身の手によってアイヌ文化を育て、伝えていくための様々な活動も行われてきた。また、海外の先住民族との交流も行われ、文化を守り、権利を回復するための取組について情報が交わされるようになった。

北海道旧土人保護法廃止

平成４年（1992 年）には国連の「世界の先住民の国際年」式典で当時の北海道ウタリ協会理事長・野村義一氏が世界に向かってアイヌ民族の権利を訴え、平成６年（1994 年）には萱野茂氏がアイヌ民族として初の国会議員当選を果たした。そして平成９年（1997 年）には「北海道旧土人保護法」が廃止され、アイヌの文化や伝統を広く人々に知らせることを目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立した。

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の施行

平成 19 年（2007 年）には国連で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、加盟各国では、先住民族に関する取組を一層進めることになった。翌平成 20 年（2008 年）には国会で、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案」が議決され、日本でもアイヌ民族についての国民理解を高め、尊厳を保障するための取組が進められている。この流れの中で令和元年（2019 年）５月には「アイヌ施策推進法」が施行された。

民族共生象徴空間（ウポポイ）の開設

また、令和２年（2020 年）には国立アイヌ民族博物館と国立民族共生公園からなる民族共生象徴空間（ウポポイ）が開設される。
※第３章 P107〜112 を参照。

提供：文化庁　※本画像はイメージ図です。

人々の暮らし

時代とともに様々に変化する文化や暮らし

ここでは、明治・大正から戦前にかけて記録されてきたアイヌ民族の衣・食・住について紹介する。人々の文化や暮らしは、時代とともに様々に変化してきた。現在のアイヌ民族の生活－衣食住、社会の仕組みや教育、仕事、遊び－は、日本に住む他の人々とあまり変わるところはない。

独自の伝統・文化には生活から遠のいたものもあるが、アイヌ民族の誇りの源として大切だと考えるものについては、将来にわたり、継承しようと積極的な取組をしている。

①　衣服

かつてアイヌ民族がまとっていた衣服

かつてアイヌ民族がまとっていた衣服は次のように分類できる。

- 自然を利用したもの
  - 動物
    - 陸上、海中の動物　…獣皮衣
    - 河川や海の魚類　…魚皮衣
    - 鳥類　…鳥羽衣
  - 植物
    - 樹木の繊維　…樹皮衣
    - 草の繊維　…草皮衣
- 外来の衣服
  - 本州や中国大陸から渡ってきた木綿の衣服　…木綿衣
  - すでに本州や中国大陸で衣服として着ていたものをそのまま着用したもの…外来衣

・獣皮衣……陸上の動物では、クマ、シカ、タヌキ、ウサギ、イヌなどの毛皮を用いて作られた。また、海の動物では、アザラシ、ラッコ、オットセイ、トドなどで、主に樺太アイヌ民族が上着や手袋、帽子などに用いていた。

・魚皮衣……サケ、カラフトマス、イトウなどの皮を数十枚はぎ合わせて作る。おもに樺太アイヌの女性が身に付けていたチェプウル。

・鳥羽衣……鳥羽衣に使う鳥は海鳥が主で、カモ、鵜、エトピリカ、アホウドリなどであった。

・アットゥシ…樹皮（木皮）衣のことをアイヌ語でアットゥシという。木の外皮と木質部との間にある繊維質の内皮を温泉や沼に漬けて

アットゥシカラペ
（布を織るための道具）

柔らかくしたものを、流水でよく洗い、ぬめりを取りながら薄く数枚に分け、乾燥させる。それを細く指でさき、結んで撚りをかけたものをアットゥシ織機で織り、反物にする。樹皮木としてはオヒョウやシナノキ、ハルニレなどが用いられた。

・草皮衣……イラクサという草を用いており、主として樺太アイヌ民族が着ていた。北海道においても着ていた記録がある。

・木綿衣……木綿衣には、刺繍が施されており、その装飾技法は四つのパターンがある。

パターン１

提供:サッポロピㇼカコタンHP

パターン４

提供:サッポロピㇼカコタンHP

パターン１
まっすぐの布を張り付けた切伏模様の上に刺繍を施した着物で、地域は北海道のほぼ全域に見られるが、特に日高西部東部、北海道西海岸に多い。

パターン２
木綿、絹、メリンスや晒（さらし）などの布をつなぎ合わせた切伏模様に、刺繍を施した着物。木綿衣の中でも極めて華やかで、手の込んだ衣類。地域は北海道南西部の八雲、有珠、虻田などの噴火湾沿い、太平洋岸の室蘭、白老。

パターン３
大きめの白い布を切り抜きで模様にし、刺繍を施した着物で、地域は北海道太平洋岸の日高東部に多い。

パターン４
刺繍だけで模様を入れた木綿衣。地域は北海道全域に残る。刺繍模様の付け方は、十勝、静内、上川などで異なる。

※「アイヌ文様」の実践については、第２章を参照。

②　食生活・食文化

かつて食料の多くを自然の恵みに頼っていたアイヌ民族の生業は、安定的な食料の確保のため、狩猟・漁撈（ぎょろう）・山菜採集・農耕など調達方法をいくつにも分散していた。狩猟・漁撈は主に男性の仕事、山菜採集・農耕は女性の仕事とされるが、状況に応じ男女が協力して行っていた。

・狩猟による食料…シカ、クマ、ウサギ、などの獣類やエゾライチョウ、キジバト、ガン、カモ類などの鳥類を食べていた。その中でも、シカは多く食されていた。

・漁撈による食料…海漁で捕獲されたのはクジラ、イルカ、トドなどの海獣類やカメ、メカジキなどの大型魚類、ニシン、カレイ、タラ、コマイなどの小型魚類である。川漁ではサケ、マス、アメマス、イトウ、シシャモなどが捕獲されていた。海浜では、ホタテ、アサリ、ホッキ、コン

ブ、ワカメなどの貝類や海藻類が採集されていた。

・山菜採集…………山菜採集は、春から秋にかけて、主に女性や子どもたちによって行われていた。アイヌ民族は食用となる植物を数百種も知っており、利用する部分も芽・茎・葉・根茎・果実など様々で、食用だけでなく薬用としても利用した。

③　住居

チセ

提供：サッポロピリカコタンHP

伝統的な平地式住居としての《チセ》は、釘やネジを使わずに木の幹を柱とし、ヨシやカヤ、ササ、樹皮、割り板などを屋根や壁材に用いて作られた。こうした家屋は、戦前には新しい素材、構造の家に作り替えられてきた。また、今日では消防法、建築法により、伝統的な素材で家を建てたり、炉（裸火）を使用して生活したりすることは難しくなっている。

《チセ》の中央よりやや入口寄りに炉が作られ、家族の座る場所、寝るところ、調理をする場所、宝物や儀式の道具を置く場所などが決まっており、概ね二世代（親子）単位で暮らしていた。炉では、火種を絶やすことはなく、夏でも炉内では、ほのかに火を燃やしていたと言われている。火を焚くことによる地熱の上昇と、壁や屋根を葺くヨシやササが作る空気の層によって、《チセ》は外観から想像する以上に暖かく、一家団欒の場であった。こうした《チセ》は、復元されて現存しているが、実際にそこで人が生活することはなく、専ら伝承された儀式を行う場や展示施設として使われている。

建てる方向・大きさ

【建てる方向・大きさ】コタンによって決められており、カムイが出入りするといわれているロルンプヤㇻ（上座の窓）を、日が昇る方向、高い山がある方向、川の上流など、そのコタンで尊いとされている方角に向けて建てられた。サッポロピㇼカコタンのチセは札幌岳に畏敬の念を込め、その方角である南東を向いている。

チセはかつて、コタン単位にまとまって分布していた。チセの大きさは、地域や家族の人数などにより多少の違いはあったが、基本的な構造に変わりはなく、中央にはアペオイ（炉）があり、その上に肉や魚などを燻製にする火棚が設けられていた。チセは小さなもので10坪、大きなものは30坪と言われている。コタンの中にはポロチセと呼ばれる大きな家があり、そこにはコタンコㇿクㇽ（村長）が住んでいた。

チセの内部（サッポロピㇼカコタン）

材料

【材料】建て方や基本的な構造は、道内各地において大きな違いはなかったが、使用する材料は、各地域によって異なっていた。特に、屋根や壁を造るときは、大量の草や樹皮などで葺くため、その土地で手に入りやすいものが使われた。

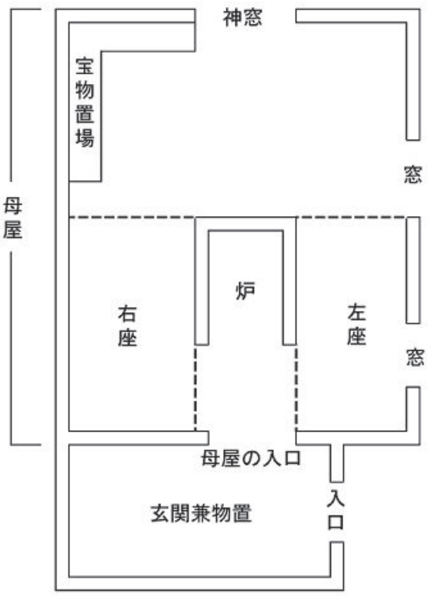

チセの内部。左座、右座は神窓より見ている。

家の中の暮らし

【家の中の暮らし】家族にとってチセの中心になるアペオイは、一家そろって食事や仕事をし、また儀式を行う、生活に欠かせない場所であった。アペオイ（炉）の中には、アペフチカムイ（火の女神）がいると考えられ、一家が安全に、そして平和に暮らせるよう信じられてきた。

窓

【窓】チセには三つの窓がある。

・ロルンプヤㇻ………上座の窓。一番重要な窓で、カムイ（神）が出入りすると言われている東方向の窓。この窓から家の中を覗くことは、カムイに対して大変失礼なこととされているため、儀式など特別なとき以外は決して覗いてはいけないと言われている。

・イトムンプヤㇻ……採光を受ける窓。東よりの窓で、子どもたちが寝る場所や、来客者が座る場所がそばにある。

・ヌㇷ゚キクタプヤㇻ…濁り水を捨てる窓。台所の前にある。

座

【座】座は大きく三つに分かれている。

・シソ（右座）………………入り口から炉に向かって左側で、その家の主が座る場所。上手が父親、下手が母親の場所であった。

・ハラキソ（左座）…………シソの向かいの場所で、子どもやその他の家族、客の場所。

・ロルンソ（横座・上座）…カムイが出入りするときに通る道と考えられていたので、普段はあまり立ち入らないように、尊敬に値する人しか座ることが許されなかった。

寝る場所

【寝る場所】寝る場所は、座る場所とほぼ同じ。

宝物を置く場所

【宝物を置く場所】入り口から炉に向かって左側奥で、交易で手に入れた漆器や杯、刀や矢筒などが大切に置かれていた。宝物の数は、その家の豊かさの象徴であるといわれていた。

アイヌ語・文学と芸能

アイヌ語は、アイヌ民族が日常に用いてきた言語である。文法上の特徴は、主語などに応じて動詞や名詞の形が変化すること、否定や禁止の要素が動詞よりも前に置かれること、目的語となる名詞が動詞に取り込まれる抱合現象などである。表記には、カタカナやローマ字を、アイヌ語表記に適した使い方に改めたものが使われるが、複数の立場があることに留意する必要がある。

表記の例

「鳥」	チカㇷ゚	cikap
「秋」	チュㇰ	cuk
「神」	カムイ　カムィ	kamuy
「川」	ペッ　ペㇳ	pet
「クジラ」	フンペ	hunpe　humpe
「綱」	トゥㇱ	tus

①　アイヌ語

日本語で表記する場合に、一般にカタカナを使うが、サㇷ゚、サッ、サㇰなどと小さい文字で表記することがある。こうした小さい文字の発音については、詳しくは「道新アイヌ語講座」を参照。
（https://www.hokkaido-np.co.jp/f_movies/ainugo-kouza/）

明治以降に《ヤウンモシㇼ》（北海道）などへ本州からの入植者が急増すると、アイヌ民族にも日本名の使用が求められたほか、行政上の手続きなど日本語を習得しなければ社会生活が行えなくなった。アイヌ語やアイヌ語の影響を受けた日本語の発音は蔑視の対象となり、アイヌ語の使用はアイヌ民族が暮らす地域や家庭に限られていった。1899（明治32）年にはアイヌ民族保護を名目に、政府は「北海道旧土人保護法」を制定した。これによって同化政策を進め、新たに義務化された学校教育でもアイヌ語を用いずに日本語の授業を推し進めたので、アイヌ語は徐々に話されなくなった。

したがって今日では、日常言語は日本語やロシア語など所属する国家の言語であって、アイヌ語は主に口承文芸、歌舞、神事での祈り言葉、民具名称及びその素材名などに使用されている。

現在の日本語の中に溶け込んで使われているアイヌ語として、動物の「ラッコ」や「トナカイ」、魚の「シシャモ」、ファッション雑誌の「ノンノ（花）」などがある。

②　アイヌ文学

アイヌ民族の文芸には、書かれる文芸と口承文芸がある。明治になると、それ以前とは逆に日本語と文字の習得が奨励され、短歌や詩などの文学形式を取り入れた作品が作られるようになり、小説やエッセイなど今日も新しい作品が生まれている。

口承文芸には様々なものがあり、いくつかの区分が試みられてきた。ここでは、語りの目的と語りのスタイルによる区分を紹介する。

目的による区分ではＡ「語ることによって別な目的を達するもの」とＢ「語ることを楽しむもの」を分ける。

Ａには、「まじない」や「スピーチ」などがある。まじないは、天候への働きかけや、ちょっとした体調不良などの時の唱え事と身振りである。スピーチは相手にメッセージを伝えるもので、祈り詞（神に向けて）、会見の言葉（人に向けて）などがある。雅語と呼ばれる韻文体で構成され、旋律にのせて唱えられることもある。《チャランケ》もこれに類するものであるが、利害対立が原因となって行われ、一方が論破されるまで応酬が続く。

Ｂには「言葉遊び（なぞなぞ、早口言葉、鳥の聞きなし…）」「歌謡（子守歌、労働歌、即興歌…）」「伝説」「物語」などがある。伝説は、決まった形式をもたないことも多く、内容は語り手・聞き手と直接的なつながりをもつ土地や事物についての伝承である。これに対し物語は、語りの始めと終わりに決まった表現が用いられるなど定型性が高いことが特徴である。内容は、歴史上のどこかであったこととはされているが、必ずしも語り手・話し手にとって身近なものとは限らない。

物語は自序の形（私は〜、私が〜）を取る多く見られ、語りのスタイルで韻文（神謡・英雄詞曲）と散文に分けられる。アイヌ語の呼び名は地域差が大きく、例えば知里幸恵の『アイヌ神謡集』で知られる神謡は、登別など南西部では《カムイユカㇻ》と呼ばれ、東部や北部から《ヤンケモシリ》（樺太）では《オイナ》、様似など一部で《トゥイタㇰ》と呼ばれる。

物語は歴史観や生活上の知識を伝えるものもあるが、エンターテイメントでもあり、日常の暮らしと物語の内容が完全に一致するわけではない。また、奇想天外なストーリーも多く、破天荒で現実の倫理観からかけ離れた行動をする登場人物もいる。ストーリーが人々の価値観そのものというわけではない。また、東アジアからユーラシア大陸に共通して伝えられてきたストーリーもあり、それはアイヌ文学にも見られる。独自に生まれたものが全てではなく、他の文化と共有してきたものが多くあると見るべきである。

③　歌と踊り

歌には「座り歌」と踊りの伴う「踊り歌」があり、歌い方は、独唱や斉唱、輪唱、交唱などが見られる。よい歌い手は声の張りがよく高音と低音、節回し（ビブラートなど）を駆使し、変化に富んだ声で歌う。

《ウポポ》や《ヘチリ》という言葉は、歌と踊りを指す。数人でグルー

プを作って《シントコ》と呼ばれる漆塗りの器の蓋を囲んで座り、蓋を叩きながら歌う。これらの歌は多彩な声の変化を楽しむことに主眼が置かれ、歌詞は固定的・抽象的で聞き手が自由に解釈する余地がある。

輪唱を《ウコウㇰ》（互いに取る）と言い、一つのメロディが少しずつずれて歌われることで特徴的なハーモニーが生まれる。音頭取りが歌を次々と変え、それに反応して歌いつなぐ、歌の競い合いこそが座り歌の醍醐味である。こうして数十分以上にわたって歌い、また徐々に立ち上がって踊りに入っていくこともある。

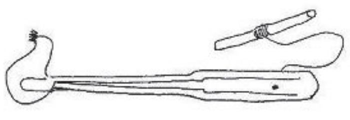
[口琴（ムックリ）]

[五弦琴（トンコリ）]

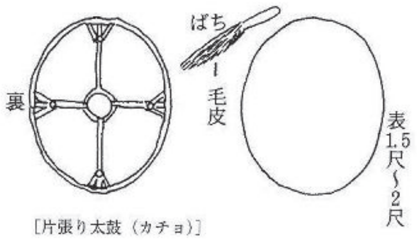

[片張り太鼓（カチョ）]

これに対し《ヤイサマ》や《ヤイカテカㇻ》と呼ぶ即興歌は、家族や恋愛、思い出などをテーマにそって即興的に歌詞を作って歌う。独唱で旋律も歌詞も自由度が高く、直接的なメッセージを含む。

歌や踊りの中には動物の鳴き声や動作を模倣したものが多くある。バッタの動きをまねた《パッタキリㇺセ》、湿原で子育てする鶴の舞《サロルンチカㇷ゚リㇺセ》、様々な鳥の舞《チカㇷ゚リㇺセ》などはその代表と言える。

楽器には、ムックリ（口琴）やトンコリ（五弦琴）がある。この他に、カチョという太鼓や樹皮を巻いて作ったコサブエの他、ヨブスマソウで作る草笛（ワッカクトゥ・水筒、チレㇰテクッタㇻ・我々が鳴らす筒、ヘニュード、草ラッパ）、ユカㇻなどの語りで炉縁を叩いて調子をとるための棒であるレㇷ゚ニなどがある。

④　アイヌ語地名

アイヌ語の地名は、アイヌ民族の過去の生活環境を伝える重要な資料である。アイヌ語の地名を手がかりとして、自然の姿やアイヌ民族の自然観を理解することができる。また、アイヌ民族の生業や生活と密接に結び付いた言葉が頻繁に使用されることから、道内各地に同一の地名が多く見られる。

アイヌ語以外の地名としては、近代以降の開拓に伴って和人が付けた地名がある。開拓地につけられる「豊」「富」「栄」「共」「開」「新」「生」「里」などの語句や、移住団体名、人名、本州等の出身地名などがある。

なお、和人が地名を変えたということはアイヌの人々から地名を奪ったことである、ということを理解するとともに、アイヌ語地名に当てられた漢字はアイヌ語の意味を踏まえたものではなく、漢字の意味で地名を理解すると間違いにつながることを知っておかなければならない。

【地名として使われることが多いアイヌ語】

・ペッ（川）	・ナイ（沢、川）	・ポロ（大きい）
・ポン（小さい）	・ピㇼカ（良い、美しい）	・フㇱコ（古い）
・アシㇼ（新しい）	・ト、トー（沼、池、湖）	・ソ、ソー（滝）
・フㇽ（丘）	・モイ、ウㇲ（入江）	・コッ（窪地）
・ピラ、ペㇱ（崖）	・ワッカ（水）	

＊「山」…ヌプリ、シㇼ、イワ、キㇺ　など

３ 指導上、留意すべき主な用語

アイヌ……………民族名として使われている。しかし、かつて差別的に使われていたこともあり、アイヌの人々を直接指す言葉としては「アイヌ民族」「アイヌの人々（人たち）」などを使う。

和人………………明治以前は主に本州、四国、九州に暮らし、日本語・日本文化をつくってきた人々。日本の中でいちばん数の多い民族。

酋長………………酋長は「未開の集落の長、または野蛮人の長」という意味なので、首長、村長（むらおさ）などと表現するのが適切である。
※「酋長」は、最も使ってはならない言葉である。

熊祭り……………イオマンテを指す言葉であるが、「熊の霊送り」と表現するのが適切である。熊の霊送りは信仰に基づいた儀式であり、観光的な祭りとは区別する必要がある。

アイヌねぎ………和名の「ギョウジャニンニク」、アイヌ語の「プクサ」「キトピロ」を用いるのが適切である。

アイヌ犬…………アイヌ語で「セタ」「シタ」と呼ばれる。現在は「北海道犬」（ほっかいどういぬ）と呼ばれ、1937（昭和 12）年に国の天然記念物に指定されている。

アイヌ勘定………アイヌ民族と和人との交易の際に、「始まり、１、２…５、真ん中、６…10、終わり」などと数えてアイヌ民族からの交易品を搾取し、あたかもアイヌの人が数え方を知らなかったかのように伝えられているが、これは誤りである。不正交易は主に交易品の一方的値上げや不等価交換が中心であり、不正交易の説明や数字をごまかす場合の例などとしても、用いることは適切ではない。

無文字社会………アイヌ語には固有の文字がないことから、アイヌ社会が未開であると誤解する場合がある。無文字であることが、未開や後進性を示すものではないことを、適切に説明する必要がある。

単一民族国家……日本には、先住民族であるアイヌ民族をはじめ、少数民族や様々な民族が存在するので、日本を単一民族国家とするのは適切ではない。2019（令和元）年５月に施行されたアイヌ施策推進法では「差別の禁止」に言及しており、差別の例として、アイヌ民族はいないなどと発言すること（＝単一民族国家論）などが挙げられている。

【参考文献】

・『アイヌ民族に関する指導資料』公益財団法人アイヌ民族文化財団
・『アイヌ民族：歴史と現在－未来を共に生きるために－』公益財団法人アイヌ民族文化財団
・『高等学校教育指導資料　アイヌ民族に関する指導の手引』北海道教育委員会
・『アイヌ文化・ガイド教本』公益社団法人北海道観光振興機構
・『法学教室　2019 年９月号』有斐閣
・『アイヌ語地名リスト』北海道環境生活部
・『アイヌ文化の基礎知識』草風館
・川田順三「無文字社会の歴史」(『萱野茂のアイヌ語辞典』三省堂)
・ＤＶＤ『松浦武四郎～カイ・大地との約束～』わらび座ミュージカル　札幌市商工会議所
　※このＤＶＤは、札幌市商工会議所から全市立小中学校に送付されています。(平成 30 年度)

【参考ホームページ】

・サッポロピㇼカコタン（https://www.city.sapporo.jp/shimin/pirka-kotan/shisetsu/index.html）
・公益財団法人アイヌ民族文化財団（https://www.ff-ainu.or.jp/）
・市立函館博物館（http://hakohaku.com/）

資料

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

平成 31 年法律第 16 号　第 198 回通常国会　令和元年５月 24 日から施行

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　基本方針等（第七条・第八条）
第三章　民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置（第九条）
第四章　アイヌ施策推進地域計画の認定等（第十条―第十四条）
第五章　認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置（第十五条―第十九条）
第六章　指定法人（第二十条―第三十一条）
第七章　アイヌ政策推進本部（第三十二条―第四十一条）
第八章　雑則（第四十二条―第四十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

２　この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

３　この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間（アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を構成する施設（その敷地を含む。）であって、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

（基本理念）

第三条　アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

２　アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

３　アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない。

第四条　何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第五条　国及び地方公共団体は、前二条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

３　国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めな

ければならない。
４ 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
（国民の努力）
第六条　国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第二章　基本方針等
（基本方針）
第七条　政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
２ 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一　アイヌ施策の意義及び目標に関する事項
二　政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針
三　民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項
四　第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項
五　前各号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項
３ 内閣総理大臣は、アイヌ政策推進本部が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。
４ 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
５ 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。
６ 第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。
（都道府県方針）
第八条　都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針（以下この条及び第十条において「都道府県方針」という。）を定めるよう努めるものとする。
２ 都道府県方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
一　アイヌ施策の目標に関する事項
二　当該都道府県が実施すべきアイヌ施策に関する方針
三　前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項
３ 都道府県知事は、都道府県方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
４ 都道府県知事は、都道府県方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
５ 前二項の規定は、都道府県方針の変更について準用する。

第三章　民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置
第九条　国土交通大臣及び文部科学大臣は、第二十条第一項の規定による指定をしたときは、民族共生象徴空間構成施設の管理を当該指定を受けた者（次項において「指定法人」という。）に委託するものとする。
２ 前項の規定により管理の委託を受けた指定法人は、当該委託を受けて行う民族共生象徴空間構成施設の管理に要する費用に充てるために、民族共生象徴空間構成施設につき入場料その他の料金（第二十二条第二項において「入場料等」という。）を徴収することができる。
３ 前項に定めるもののほか、第一項の規定による委託について必要な事項は、政令で定める。

第四章　アイヌ施策推進地域計画の認定等
（アイヌ施策推進地域計画の認定）
第十条　市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき（当該市町村を包括する都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、基本方針に基づくとともに、当該都道府県方針を勘案して）、内閣府令で定めるところにより、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画（以下「アイヌ施策推進地域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
２ アイヌ施策推進地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一　アイヌ施策推進地域計画の目標
二　アイヌ施策の推進に必要な次に掲げる事業に関する事項

イ　アイヌ文化の保存又は継承に資する事業
ロ　アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業
ハ　観光の振興その他の産業の振興に資する事業
ニ　地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
ホ　その他内閣府令で定める事業
三　計画期間
四　その他内閣府令で定める事項
3　市町村は、アイヌ施策推進地域計画を作成しようとするときは、これに記載しようとする前項第二号に規定する事業を実施する者の意見を聴かなければならない。
4　第二項第二号（ニを除く。）に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物を国有林野（国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項に規定する国有林野をいう。第十六条第一項において同じ。）において採取する事業に関する事項を記載することができる。
5　前項に定めるもののほか、第二項第二号（ニを除く。）に規定する事業に関する事項には、アイヌにおいて継承されてきた儀式若しくは漁法（以下この項において「儀式等」という。）の保存若しくは継承又は儀式等に関する知識の普及及び啓発に利用するためのさけを内水面（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八条第三項に規定する内水面をいう。）において採捕する事業（以下この条及び第十七条において「内水面さけ採捕事業」という。）に関する事項を記載することができる。この場合においては、内水面さけ採捕事業ごとに、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を記載するものとする。
6　前二項に定めるもののほか、第二項第二号（ハに係る部分に限る。）に規定する事業に関する事項には、当該市町村における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業（以下この項及び第十八条において「商品等需要開拓事業」という。）に関する事項を記載することができる。この場合においては、商品等需要開拓事業ごとに、当該商品等需要開拓事業の目標及び実施期間を記載するものとする。
7　第二項第二号イからホまでのいずれかの事業を実施しようとする者は、市町村に対して、アイヌ施策推進地域計画を作成することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係るアイヌ施策推進地域計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
8　前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づきアイヌ施策推進地域計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、アイヌ施策推進地域計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
9　内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、アイヌ施策推進地域計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
一　基本方針に適合するものであること。
二　当該アイヌ施策推進地域計画の実施が当該地域におけるアイヌ施策の推進に相当程度寄与するものであると認められること。
三　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
10　内閣総理大臣は、前項の認定を行うに際し必要と認めるときは、アイヌ政策推進本部に対し、意見を求めることができる。
11　内閣総理大臣は、第九項の認定をしようとするときは、その旨を当該認定に係るアイヌ施策推進地域計画を作成した市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。この場合において、当該都道府県の知事が都道府県方針を定めているときは、同項の認定に関し、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができる。
12　内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項（第四項から第六項までのいずれかに規定する事項をいう。以下同じ。）が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該特定事業関係事項について、当該特定事業関係事項に係る国の関係行政機関の長（以下単に「国の関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。
13　内閣総理大臣は、アイヌ施策推進地域計画に内水面さけ採捕事業に関する事項が記載されている場合において、第九項の認定をしようとするときは、当該アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村（市町村が共同して作成したときは、当該内水面さけ採捕事業を実施する区域を含む市町村に限る。）を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。
14　内閣総理大臣は、第九項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。
（認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更）

第十一条　市町村は、前条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

２　前条第三項から第十四項までの規定は、同条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

第十二条　内閣総理大臣は、第十条第九項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。）を受けた市町村（以下「認定市町村」という。）に対し、第十条第九項の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画（前条第一項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定アイヌ施策推進地域計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

２　国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合には、認定市町村に対し、当該特定事業関係事項の実施の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第十三条　内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定市町村に対し、当該認定アイヌ施策推進地域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

２　国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合において、当該特定事業関係事項の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定市町村に対し、当該特定事業関係事項の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

（認定の取消し）

第十四条　内閣総理大臣は、認定アイヌ施策推進地域計画が第十条第九項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されているときは、内閣総理大臣は、あらかじめ、国の関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

２　前項の規定による通知を受けた国の関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

３　前項に規定する場合のほか、国の関係行政機関の長は、認定アイヌ施策推進地域計画に特定事業関係事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

４　第十条第十四項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

第五章　認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置

（交付金の交付等）

第十五条　国は、認定市町村に対し、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業（第十条第二項第二号に規定するものに限る。）の実施に要する経費に充てるため、内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

２　前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

３　前二項に定めるもののほか、第一項の交付金の交付に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（国有林野における共用林野の設定）

第十六条　農林水産大臣は、国有林野の経営と認定市町村（第十条第四項に規定する事項を記載した認定アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村に限る。以下この項において同じ。）の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るため必要であると認めるときは、契約により、当該認定市町村の住民又は当該認定市町村内の一定の区域に住所を有する者に対し、これらの者が同条第四項の規定により記載された事項に係る国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができる。

２　前項の契約は、国有林野の管理経営に関する法律第十八条第三項に規定する共用林野契約とみなして、同法第五章（同条第一項及び第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、同条第三項本文中「第一項」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第号）第十六条第一項」と、「市町村」とあるのは「認定市町村（同法第十二条第一項に規定する認定市町村をいう。以下同じ。）」と、同項ただし書並びに同法第十九条第五号、第二十二条第一項及び第二十四条中「市町村」とあるのは「認定市町村」と、同法第十八条第四項中「第一項」とあり、及び同法第二十一条の二中「第十八条」とあるのは「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第十六条第一項」とする。

（漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮）

第十七条　農林水産大臣又は都道府県知事は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された内水面さけ採捕事業の実施のため漁業法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項若しく

は第二項の規定に基づく農林水産省令又は都道府県の規則の規定による許可が必要とされる場合において、当該許可を求められたときは、当該内水面さけ採捕事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

（商標法の特例）

第十八条　認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業については、当該商品等需要開拓事業の実施期間（次項及び第三項において単に「実施期間」という。）内に限り、次項から第六項までの規定を適用する。

2　特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料を納付すべき者が当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は実施期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

3　特許庁長官は、認定アイヌ施策推進地域計画に記載された商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該商品又は役務に係る商品等需要開拓事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料（実施期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。）を軽減し、又は免除することができる。

4　商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の登録料は、商標権が第二項の規定による登録料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第七項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

5　商標登録出願により生じた権利が第三項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であって持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の手数料の金額（減免を受ける者にあっては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

6　前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（地方債についての配慮）

第十九条　認定市町村が認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるため起こす地方債については、国は、当該認定市町村の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

第六章　指定法人

（指定等）

第二十条　国土交通大臣及び文部科学大臣は、アイヌ文化の振興等を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2　国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による指定をしてはならない。

一　この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者であること。

二　第三十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

三　その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ロ　第二十七条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

3　国土交通大臣及び文部科学大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

4　指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣及

び文部科学大臣に届け出なければならない。
5 国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
（業務）
第二十一条　指定法人は、次に掲げる業務を行うものとする。
一　第九条第一項の規定による委託を受けて民族共生象徴空間構成施設の管理を行うこと。
二　アイヌ文化を継承する者の育成その他のアイヌ文化の振興に関する業務を行うこと。
三　アイヌの伝統等に関する広報活動その他のアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
四　アイヌ文化の振興等に資する調査研究を行うこと。
五　アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発又はアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対して、助言、助成その他の援助を行うこと。
六　前各号に掲げるもののほか、アイヌ文化の振興等を図るために必要な業務を行うこと。
（民族共生象徴空間構成施設管理業務規程）
第二十二条　指定法人は、前条第一号に掲げる業務（以下「民族共生象徴空間構成施設管理業務」という。）に関する規程（以下「民族共生象徴空間構成施設管理業務規程」という。）を定め、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 民族共生象徴空間構成施設管理業務規程には、民族共生象徴空間構成施設管理業務の実施の方法、民族共生象徴空間構成施設の入場料等その他の国土交通省令・文部科学省令で定める事項を定めておかなければならない。
3 国土交通大臣及び文部科学大臣は、第一項の認可をした民族共生象徴空間構成施設管理業務規程が民族共生象徴空間構成施設管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、指定法人に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
（事業計画等）
第二十三条　指定法人は、毎事業年度、事業計画書及び収支予算書を作成し、当該事業年度の開始前に（第二十条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 指定法人は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣及び文部科学大臣に提出しなければならない。
（区分経理）
第二十四条　指定法人は、国土交通省令・文部科学省令で定めるところにより、民族共生象徴空間構成施設管理業務に関する経理と民族共生象徴空間構成施設管理業務以外の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。
（国派遣職員に係る特例）
第二十五条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第三項に規定する退職手当通算法人には、指定法人を含むものとする。
2 国派遣職員（国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、指定法人の職員（常時勤務に服することを要しない者を除き、第二十一条に規定する業務に従事する者に限る。以下この項において同じ。）となるため退職し、引き続いて当該指定法人の職員となり、引き続き当該指定法人の職員として在職している場合における当該指定法人の職員をいう。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二及び第二十条第三項の規定の適用については、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなす。
3 指定法人又は国派遣職員は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二の規定の適用については、それぞれ同条第一項に規定する公庫等又は公庫等職員とみなす。
（職員の派遣等についての配慮）
第二十六条　前条に規定するもののほか、国は、指定法人が行う第二十一条に規定する業務の適正かつ確実な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員の派遣その他の適当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。
（役員の選任及び解任）
第二十七条　指定法人の第二十一条に規定する業務に従事する役員の選任及び解任は、国土交通大臣及び文部科学大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
2 国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人の第二十一条に規定する業務に従事する役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは民族共生象徴空間構成施設管理業務規程に違反する行為をしたとき、同条に規定する業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定法人が第二十条第二項第

三号に該当することとなるときは、指定法人に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

（報告の徴収及び立入検査）

第二十八条　国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（監督命令）

第二十九条　国土交通大臣及び文部科学大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定法人に対し、第二十一条に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し等）

第三十条　国土交通大臣及び文部科学大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二　第二十一条に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないおそれがある者となったとき。

三　第二十二条第一項の規定により認可を受けた民族共生象徴空間構成施設管理業務規程によらないで民族共生象徴空間構成施設管理業務を行ったとき。

四　第二十二条第三項、第二十七条第二項又は前条の規定による命令に違反したとき。

五　不当に民族共生象徴空間構成施設管理業務を実施しなかったとき。

2　国土交通大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（指定を取り消した場合における経過措置）

第三十一条　前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合において、国土交通大臣及び文部科学大臣がその取消し後に新たに指定法人を指定したときは、取消しに係る指定法人の民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産は、新たに指定を受けた指定法人に帰属する。

2　前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により第二十条第一項の規定による指定を取り消した場合における民族共生象徴空間構成施設管理業務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

第七章　アイヌ政策推進本部

（設置）

第三十二条　アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第三十三条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　基本方針の案の作成に関すること。

二　基本方針の実施を推進すること。

三　前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（組織）

第三十四条　本部は、アイヌ政策推進本部長、アイヌ政策推進副本部長及びアイヌ政策推進本部員をもって組織する。

（アイヌ政策推進本部長）

第三十五条　本部の長は、アイヌ政策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

2　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（アイヌ政策推進副本部長）

第三十六条　本部に、アイヌ政策推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（アイヌ政策推進本部員）

第三十七条　本部に、アイヌ政策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2　本部員は、次に掲げる者（第一号から第八号までに掲げる者にあっては、副本部長に充てられたものを除く。）をも

って充てる。
一　法務大臣
二　外務大臣
三　文部科学大臣
四　厚生労働大臣
五　農林水産大臣
六　経済産業大臣
七　国土交通大臣
八　環境大臣
九　前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者
（資料の提出その他の協力）
第三十八条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
２　本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。
（事務）
第三十九条　本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。
（主任の大臣）
第四十条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
（政令への委任）
第四十一条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章　雑則
（権限の委任）
第四十二条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を北海道開発局長に委任することができる。
２　第十六条の規定による農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を森林管理局長に委任することができる。
３　前項の規定により森林管理局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、森林管理署長に委任することができる。
（命令への委任）
第四十三条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、命令で定める。
（罰則）
第四十四条　第二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
２　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
第四十五条　第二十九条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

附則
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。
（アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止）
第二条　アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）

は、廃止する。
（アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律の廃止に伴う経過措置）
第三条　前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（準備行為）
第四条　第二十条第一項の規定による指定を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。
（漁業法等の一部を改正する等の法律の一部改正）
第五条　漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。
（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の一部改正）
第八十条　アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第号）の一部を次のように改正する。
第十条　第五項中「第八条第三項」を「第六十条第五項第五号」に改める。
第十七条　中「第六十五条第一項」を「第百十九条第一項」に、「第四条第一項若しくは第二項」を「第四条第一項」に改める。
（内閣府設置法の一部改正）
第六条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
第四条　第三項第五十四号の四の次に次の一号を加える。
五十四の五アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第号）第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。
（国土交通省設置法の一部改正）
第七条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。
第三十三条　第一項第二号中「第三十四号まで」の下に「、第四十二号」を加える。
（政令への委任）
第八条　附則第三条及び第四条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
（検討）
第九条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第198回国会閣法第24号　附帯決議

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。
一　「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の趣旨を踏まえ、並びに過去の国会決議及び本法に基づき、アイヌ施策を推進するに当たっては、我が国が近代化する過程において多くのアイヌの人々が苦難を受けたという歴史的事実を厳粛に受け止め、アイヌの人々の自主性を尊重し、その意向が十分反映されるよう努めること。
二　アイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策の推進に当たっては、アイヌの人々の実態等の把握に努めるとともに、国、地方公共団体等の連携の強化を図ること。
三　アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育の充実に向けた取組を推進すること。
四　アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。
五　本法に基づく措置、とりわけ交付金制度については、本法の目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ること。
六　本法において特例措置が設けられる認定アイヌ施策推進地域計画に係る地域団体商標の取得を契機に、アイヌ文化のブランド化の確立など産業振興を図るために、交付金制度の活用や国等からのノウハウの提供等により、アイヌの人々の自立を最大限支援すること。

七　内水面におけるさけの採捕や国有林野における林産物の採取といった本法の特例措置に関し、アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、関係機関と緊密な連携の下、アイヌの人々の視点に立ち、制度の円滑な運用に努めること。
八　民族共生象徴空間への来場により国内外におけるアイヌの伝統等に関する理解の促進が一層図られるよう、広報活動やアクセスの改善等を図ること。また、民族共生象徴空間に関し、適切な運営が図られるよう指定法人に対する指導監督に努めること。

平成三十一年四月十八日
参議院国土交通委員会
政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。
一　過去の国会決議や本法等に基づくアイヌ施策を推進するに当たっては、我が国が近代化する過程において多くのアイヌの人々が苦難を受けたという歴史的事実を厳粛に受け止め、アイヌの人々の自主性を尊重し、その意向が十分反映されるよう努めること。
二　「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の趣旨を踏まえるとともに、我が国のアイヌ政策に係る国連人権条約監視機関による勧告や、諸外国における先住民族政策の状況にも留意し、アイヌの人々に関する施策の更なる検討に努めること。
三　アイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策の推進に当たっては、アイヌの人々の実態等の把握に努めるとともに、国、地方公共団体等の連携の強化を図ること。
四　アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育並びにアイヌへの理解を深めるための啓発及び広報活動の充実に向けた取組を推進すること。あわせて、本法第四条の規定を踏まえ、不当な差別的言動の解消に向けた実効性のある具体的措置を講ずること。
五　アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。
六　本法に基づく措置、とりわけ交付金制度については、本法の目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ること。あわせて、市町村によるアイヌ施策推進地域計画の作成に当たり、アイヌの人々の要望等が十分に反映されるよう、適切な指導を行うこと。
七　本法において特例措置が設けられる認定アイヌ施策推進地域計画に係る地域団体商標の取得を契機に、アイヌ文化のブランド化の確立や販路拡大などの産業振興を図るため、交付金制度の活用や国等からのノウハウの提供等により、アイヌの人々の自立を最大限支援すること。
八　内水面におけるさけの採捕や国有林野における林産物の採取といった本法の特例措置に関し、アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、関係機関との緊密な連携の下、アイヌの人々の視点に立ち、制度の円滑な運用に努めること。
九　国内外においてアイヌの伝統等に関する理解が一層深まるよう、民族共生象徴空間への誘客促進に向けた広報活動やアクセスの改善等を図ること。また、民族共生象徴空間に関し、適切な運営が図られるよう、指定法人に対する指導監督に努めること。
十　本法の施行後、本法の施行状況について適時適切に検討を行い、その結果に基づき得られた課題に関し、必要な措置を講ずること。なお、その際にはアイヌの人々の意見を十分踏まえること。
右決議する。

法律全文等
【法律全文】
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/ainu/index.html

【附帯決議全文】
（衆議院）
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kokudo245982A15732D564492583D900032AC6.htm

（参議院）
http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f072_041801.pdf